

26長寿第73746号  
平成27年2月27日

各指定介護サービス事業者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長  
(公 印 省 略)

指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル  
の改正について (通知)

日ごろ、介護保険制度の適正な運営にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）第3条第1項の規定により社会福祉施設等の基準（以下「指定基準」という。）としている法令の改正が行われ、指定通所介護事業所等の設備を利用して、夜間及び深夜に介護保険以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を実施する事業者は、宿泊サービス提供中に事故が発生した場合は、市町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされたことから、事故発生時の市町への報告手順等を定めている「指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル」を一部改正したのでお知らせします。

なお、今回の改正は、指定基準の改正に合わせて宿泊サービス時に発生した事故の報告を明確化したものですが、改正前の条文においても「利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。」と規定されていることから、従前の取扱いからの変更はないことを申し添えます。

**【問い合わせ先】**

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
施設サービスグループ  
在宅サービスグループ  
TEL 087-832-3268  
087-832-3269